

男鹿市規則第19号

男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年男  
鹿市規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表 職種別基準表（第5条関係）							別表 職種別基準表（第5条関係）						
職種区分	職種	学歴 免許等	基礎号 給		上限		職種区分	職種	学歴 免許等	基礎号 給		上限	
			職務 の 級	号 給	職務 の 級	号 給				職務 の 級	号 給		
(1)	(略)						(1)	(略)					
	支所長、 <u>地 域コミュニ ティセンタ ー</u> 所長、館 長、多面的 機能支払交 付金事業事 務員	高校卒	1	26	1	26		支所長、 <u>出 張所長</u> 、館 長、多面的 機能支払交 付金事業事 務員	高校卒	1	26	1	26
	<b>集落支援員</b>	高校卒	1	5	1	25		地域おこし 協力隊、道 路整備作業 員、部活動 指導員	高校卒	1	32	1	32
	地域おこし 協力隊、道 路整備作業 員、部活動 指導員	高校卒	1	32	1	32							

改正後						改正前					
(略)						(略)					
介護予防支援員	介護支援専門員	2	4	2	12	介護予防支援員	介護支援専門員	2	4	2	12
	主任介護支援専門員、 <u>社会福祉士</u>	2	5	2	13		主任介護支援専門員	2	5	2	13
(2)	(略)					(2)	(略)				
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。											

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。